

議案第28号

令和8年度 川根本町簡易水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度川根本町の簡易水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給水戸数 3,500 戸
- (2) 年間総給水量 726,000 立方メートル
- (3) 1日平均給水量 1,980 立方メートル

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 簡易水道事業収益 156,309 千円

第1項 営業収益 99,430 千円

第2項 営業外収益 56,879 千円

支 出

第1款 簡易水道事業費用 199,157 千円

第1項 営業費用 193,516 千円

第2項 営業外費用 3,591 千円

第3項 特別損失 1,050 千円

第4項 予備費 1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 22,255 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 2,889 千円及び当年度分損益勘定留保資金 19,366 千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入 71,248 千円

第1項 工事負担金 150 千円

第2項 他会計補助金 0 千円

第3項 他会計出資金 39,298 千円

第4項 企業債 31,800 千円

支 出

第1款	資本的支出	93,503千円
第1項	建設改良費	31,935千円
第2項	企業債	61,567千円
第3項	基金積立金	1千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 簡易水道事業、過疎対策事業

限度額 簡易水道事業 15,900千円、過疎対策事業 15,900千円

起債の方法 証書借入又は証券発行

利率 年5.0%以内

ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金その他の資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。

償還の方法 政府資金及びその他借入先の融資条件による。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、50,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 費用に計上した予算額に過不足を生じた場合における、営業費用、営業外費用及び特別損失間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 15,509千円

(他会計からの補助金)

第9条 簡易水道事業の経営補助のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、17,350千円と定める。

令和8年3月2日提出

川根本町長 藺田 靖邦